

回 覧 令和3年12月1日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

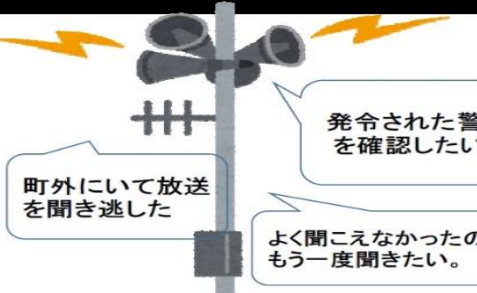
◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内容】
〈お知らせ〉	1	◆令和4年度放課後児童クラブのご案内
	2	◆上米公園パークゴルフ場は、正月2日から営業しています
	3	◆第21回宮崎県障がい者スポーツ大会の出場者を募集します ◆野外焼却の禁止について
	4	◆12月は「町税等納付推進強化月間」です
	5	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
	6	◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
〈農林畜産業関連〉		◆あぜ焼きを実施します
	7	◆12月・1月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
	8	◆畜産農家の皆さんへ 「毎月10日・20日・30日は町内一斉消毒の日」です



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。



町外にいて放送を聞き逃した

発令された警報を確認したい。

よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【利用上の注意】

- ㊦ 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ㊦ 放送内容を当日のみ確認できます。
- ㊦ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

【分 類】	【No.】	【内容】
〈相 談〉		◆「行政相談」を実施します
	9	◆「人権相談」を実施します ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	10	◆「無料法律相談」を実施します ◆「おもちゃ病院三股」を開設します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



◆令和4年度放課後児童クラブのご案内

放課後児童クラブは、就労などで放課後に保護者が不在となる児童に、町内の児童館などで適切な遊び・生活の場を与え、健全な育成を図ることが目的です。

利用するには、放課後児童クラブへの「登録」が必要です。登録を希望する家庭は、新規・継続を問わず、必ず申請してください。

■利用できる日時・利用料金 ＝

開設日	利用時間	利用料金
月曜 ～ 金曜	午後2時～午後6時30分	月額 3,000円
土曜、学校休業日	午前8時～午後6時30分	

※同じ世帯から2人以上の登録がある場合、2人目以降の利用料金は減額になります。

※生活扶助や児童扶養手当を受給している世帯などは、利用料金の免除制度があります。

■利用できない日 ＝

日曜、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

※その他、台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合も利用できません。

■対象児童 ＝

次の①②のいずれかに該当する児童

①放課後に就労などで保護者が不在となる児童

②保護者が就学・疾病・看護・出産(育児休業の場合を除く)などで、健全育成上支援を要する児童

※原則として低学年の児童が優先となります。

※保護者の責任で送迎を行ってください。

■登録方法 ＝

児童クラブに登録を希望する児童の保護者は、必ず期間内に申請書を提出してください。

申請書類	12月13日(月)から各児童クラブで配布予定です。
申請期間	1月4日(火)～1月31日(月)
申請書類提出先	登録希望の児童クラブに提出してください。

■登録期間 ＝

令和4年4月1日～令和5年3月31日

■登録できる児童クラブ ＝

原則として、ご自宅近くの児童クラブへの登録になります。

※登録先の決定は、先着順ではありません。新一年生から優先に、お住まいの地域、保護者の就労など状況(就労時間・就労日数など)を考慮して決定します。必ずしも希望の児童クラブへ登録できるとは限りません。定員を超える場合は他のクラブへの登録もしくは入所待機となります。また、登録申請や年度途中の退会により定員を大きく下回った場合も他のクラブへの登録となることがありますのでご了承下さい。

■入会承認 ＝

申請期間内の申請者には、2月中旬以降に、各児童クラブから「放課後児童クラブ入会承認通知書」または「入会不承認通知書」でお知らせします。

児童クラブの一覧は、2ページで確認することができます。



■児童クラブ一覧

名 称	運営	開設場所	電話番号	備 考
三股小児童クラブ	町	三股小学校敷地内	51-0606	利用料金のほかに保険料として年額800円を徴収させていただきます。
プラザ児童クラブ	町	第2地区交流プラザ	52-1099	
東原児童クラブ	町	東原児童館	52-0336	
今市児童クラブ	町	今市児童館	52-1814	
三股西小第一児童クラブ	町	中原団地広場内施設	51-2780	
植木児童クラブ	町	植木児童館	52-1092	
蓼池児童クラブ	町	蓼池児童館	52-3947	
前目児童クラブ	町	前目児童館	52-4844	
梶山児童クラブ	町	梶山児童館	52-1251	※法人に直接申請書を提出してください。 利用料金のほかにおやつ代などの実費徴収があります。詳しくは直接お問い合わせ下さい。
長田児童クラブ	町	長田小学校内 (5月中旬に第5地区防災センター(仮称)へ変更予定)	070-2341-7922	
宮村児童クラブ	町	宮村児童館	52-5533	
放課後児童クラブ たでいけキッズ	法人	蓼池3541番地29(蓼池)	52-5060	
キッズリターンクラブ	法人	樺山3002番地2(中米)	52-1376	
三股中央キッズクラブ	法人	樺山4558番地5	52-1228	
児童クラブ ビバーチェ	法人	花見原4番地1	52-5834	
第一っ子クラブ ※クラブに連絡がつかない場合は、第一幼稚園にご連絡ください。	法人	樺山3523番地5	52-3894 52-3893※ (第一幼稚園)	

※法人が運営する児童クラブへ入会を希望される場合は、事前に各クラブへご連絡ください。

■法人が運営している児童クラブの運営主体

- ・放課後児童クラブ たでいけキッズ・・・社会福祉法人 信愛福祉会
- ・キッズリターンクラブ・・・社会福祉法人 心耕福祉会
- ・三股中央キッズクラブ・・・社会福祉法人 三樺会
- ・児童クラブ ビバーチェ・・・社会福祉法人 愛生会
- ・第一っ子クラブ・・・学校法人 相愛学園

★お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通)または各児童クラブにお願いします。

◆上米公園パークゴルフ場は、正月2日から営業しています

年末年始の休みに家族や友達と一緒にパークゴルフを楽しみませんか。
皆様のご来場をお待ちしています。

〈 年末年始の営業日と利用料金 〉

営 業 日 (営 業 時 間)	12月	28日(火)	午前8時30分～午後5時
		29日(水)	午前9時～午後5時
		30日(木)	休業日
		31日(金)	
	1月	1日(土)	午前9時～午後5時 ※月曜日は定休日ですが、 3日(月)は営業します。
		2日(日)	
		3日(月)	
		4日(火)	午前8時30分～午後5時
利 用 料 金	大 人：500円 中 学 生：200円 小学生以下：無料		※クラブ・ボール代を含む ※消費税込み

- ※運動靴と帽子をご準備ください。
※小中学生は保護者の同伴をお願いします。
※5日以降は通常どおりの営業となります。
・利用時間 = 午前8時30分～午後5時
・定休日 = 毎週月曜日

★お問い合わせは、
上米公園パークゴルフ場
☎:51-2570 にお願いします。



◆第21回宮崎県障がい者スポーツ大会の出場者を募集します

スポーツを通して障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を推進することを目的に「宮崎県障がい者スポーツ大会」を開催します。

初心者でも出場できる、さまざまな競技が行われますので、ぜひご参加ください。

■開催期日 = 令和4年5月8日(日)

■場所 = ひなた宮崎県総合運動公園ほか

■参加資格 = 県内に住み、18歳以上(令和4年4月1日現在)の人で、次の要件を満たす人。



①身体の一部：身体障害者手帳の交付を受けている人。

②知的の一部：療育手帳の交付を受けている人、
またはこれに準ずる障害がある人。

③精神の一部：精神保健福祉手帳の交付を受けている人、
またはこれに準ずる障害がある人。

■開催競技 =

競技種目	身体の一部	知的の一部	精神の一部
陸上競技	○	○	
水泳	○	○	
卓球	○	○	○
アーチェリー	○		
フライングディスク	○	○	
ボウリング		○	
バレーボール(精神)			○
ミニバレーボール			○
グラウンド・ゴルフ			○
ボッチャ	○		

※ボッチャ競技は身体障害者(肢体不自由)で、車椅子・立位のみの競技とする。

■申込期限 = 令和4年1月14日(金)

★お申し込み・お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9061(直通)をお願いします。



◆野外焼却の禁止について

ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外を除いて禁止されています。

違反すると法律により5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられる場合があります。また、例外の場合でも、苦情があった場合は行政指導などの対象となります。

有害なダイオキシンが発生する恐れがあり、煙や悪臭などが近隣への迷惑行為や火災の原因にもなりますので、野焼きは絶対にやめましょう。



※野焼きとは・・・処理基準に従って行われない廃棄物の焼却のこと

“ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却など”野外焼却は、「法律違反」になります。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

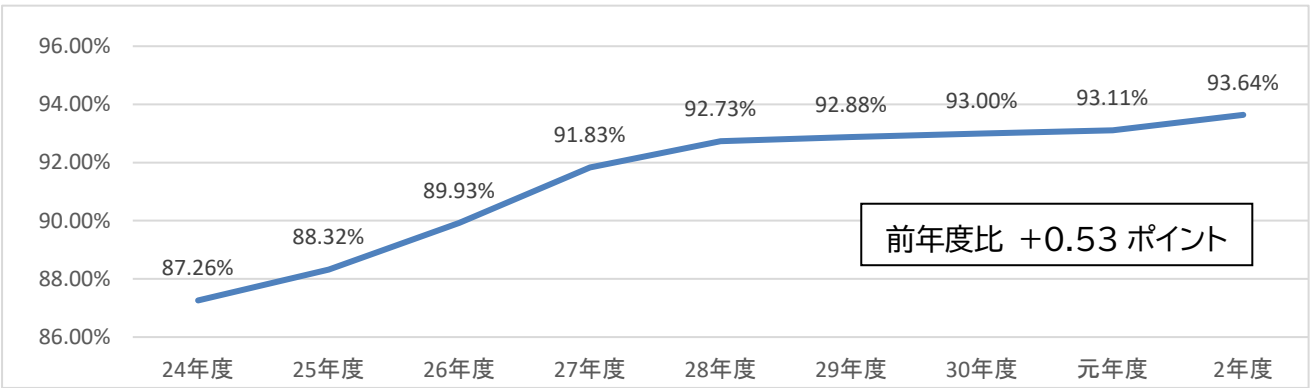
☎:52-9082(直通)をお願いします。

◆12月は「町税等納付推進強化月間」です

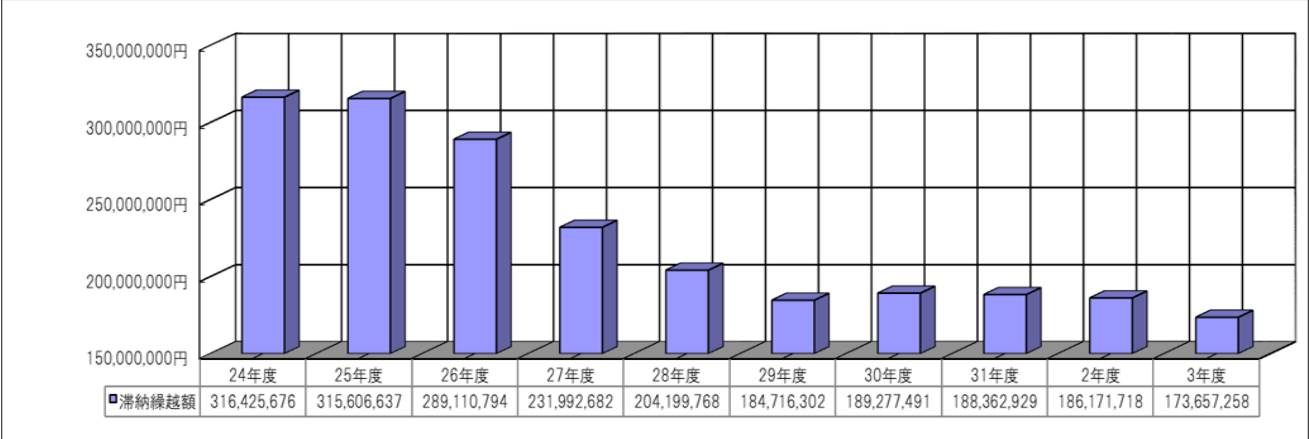
町税などの収納状況・差し押さえ状況などについてお知らせします。

①町税などの収納状況(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の計)

■町税の収納率(現年度+過年度)



■町税の滞納繰越額

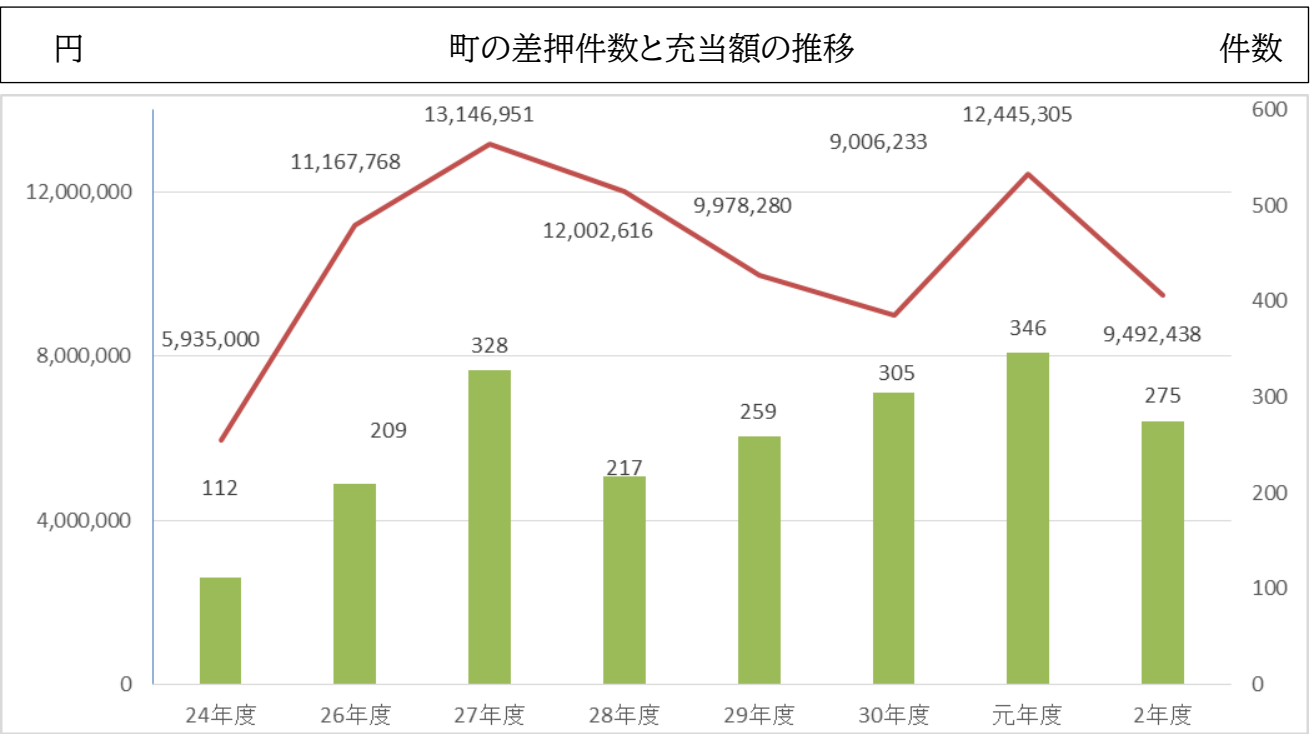


※令和2年度に比べ、町税の滞納繰越額が12,514,460円減少しました。
2つのグラフで、町税などの収納率が改善していることや滞納繰越額(年度を越えて滞納となっている額)が減少していることが分かります。

②町税の差し押さえ件数(新規分)と充当金額の内訳

	2年度		3年度(10月末現在)	
	差押(件)	充当額(円)	差押(件)	充当額(円)
預金	247	8,216,129	154	5,014,463
給与	4	553,389	0	0
保険	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0
その他	24	722,920	12	1,762,080
計	275	9,492,438	166	6,776,543

③町税の差し押さえ件数と充当金額の推移



※滞納額を一括納付したことで、差し押さえを解除したケースもあります。

④町税の休日・夜間の相談窓口(随時)のご案内

町税に関する相談をしたいが、仕事などで昼間に町役場へ来ることができないという人を対象に、随時『休日・夜間相談窓口』を行っています。
相談を希望する場合は、事前に連絡をお願いします。



★12月は「町税等納付推進強化月間」です★

町役場からの「通知」「電話」「訪問」などで『催告(納付を請求すること)』を確認したら、担当課・係へ連絡してください。そのままにすると「納付意思なし」と見なされ、差し押さえなどの処分につながる可能性があります。

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・
後期高齢者医療保険料・保育料・町営住宅使用料・上下水道料金・奨学金償還金

※便利な口座振替やコンビニ納付で、「納期内自主納付のまち」をめざします。

★お問い合わせは、
税務財政課 特別収納対策係(1階 ⑤番窓口)
☎:52-9634(直通)をお願いします。



◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 ＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

（購入する前に、申請が必要です。）

■補助対象装置 ＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 ＝

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 ＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 ＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者＝

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容＝

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)をお願いします。

農林畜産業関連

◆あぜ焼きを実施します

農作物病害虫の越冬生息源の撲滅を目的に、町内一斉に水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。町民の皆さんのご協力をお願いします。



■期 日＝ 令和4年1月16日(日)

■時 間＝ 午後1時～4時

※実施する場合は、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。

※雨天などで延期する場合は、当日の午前中に広報塔でお知らせします。

※順延日 ⇒ 1月23日(日)同時刻

■実施地域＝ 町内全域の水田・畑のあぜなど

■巡回指導＝ 各地域農業集団長、各地区農事振興会長

各集落営農集団長、町農業振興課職員

※担当する地区内で畦畔^{けいはん}以外への延焼や作物などへの被害が出ないように、啓発や見回りを行います。

■防火対策＝ 町消防団が、飛び火警戒に当たります。

■注意事項＝

- ①火入れ時間を必ず守ってください
- ②一人での作業はしないでください
- ③風の強い場所では焼かないでください
- ④建物や山の近くでは焼かないでください
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火付けをしてください
- ⑥場所移動時は、完全な消火の確認をしてください
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください
- ※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください
- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません
- ※ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です



★お問い合わせは、町農業振興対策協議会
【事務局】農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎:52-9086(直通)をお願いします。

◆12月・1月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

■12月・1月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：12月8日(水)・22日(水)、 1月19日(水) ※予備日：1月26日(水) 時 間：《午後1時30分～3時》 ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場 所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。 注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が 違うため、分別して処理してください。 注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り 除いて持ち込んでください。 ※分別は、右のページの表を確認してください。
注意事項	○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種 類	注 意 点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種 類	注 意 点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後に まとめて、ダンバンドなどで 結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種 類	注 意 点
①農ビフィルム ②ポリ以外の 農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど	・ハトメなどの金属部分があれば 除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗 浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。

産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) お願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

11月、鹿児島県の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、町内にウイルスが侵入するリスクが非常に高い状況にあります。

また、口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と

畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

① 長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

② 踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④ 早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しください。

★お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。



相 談

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守ります
ので、気軽にご相談ください。

期 日	12月6日(月) 1月4日(火)	12月20日(月) 1月17日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、

総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談＝

期 日	1月6日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くわはた みよこ 栞畑 実余子、 ばば しんご 馬場 真吾 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談＝

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。
※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談＝ 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・常設人権相談＝ 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】12月9日(木) 【都城市】12月24日(金)、1月28日(金)
時 間	【三股町】午後1時30分～4時30分 【都城市】午後1時～4時
場 所	【三股町】町福祉・消費生活相談センター 【都城市】消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外。</u>) ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、
マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、

- 町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
- 都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	12月15日(水) 1月19日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめんどごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246
をお願いします。

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	12月18日(土) 毎月第3土曜日
時 間	開 院：午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。



★お問い合わせは、

代表:横山健一 ☎:51-0241 または、
増田親忠 携帯:090-1926-8783 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 毎週月曜・水曜・金曜
※祭日は除く

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。

